

公営企業経営室関係資料

資料 2-1 水道事業における広域化の推進について..... P1

資料 2-2 水道事業における災害対策等について..... P7

資料 2-3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の施行..... P10

<広域化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- 複数の市町村が区域を超え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進。
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。
- 一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果。

※広域化の事例：

- ①香川県及び県内16市町による「経営統合」（浄水場の統廃合（55施設→26施設）等により、統合前のH26年度の試算で約954億円の削減。また、料金統一により、中長期的には、全ての団体において料金抑制効果が生じると試算（最大約7割）。）
- ②福岡県大牟田市及び熊本県荒尾市による「施設の共同設置・共同利用」（事業費約19億円の削減）

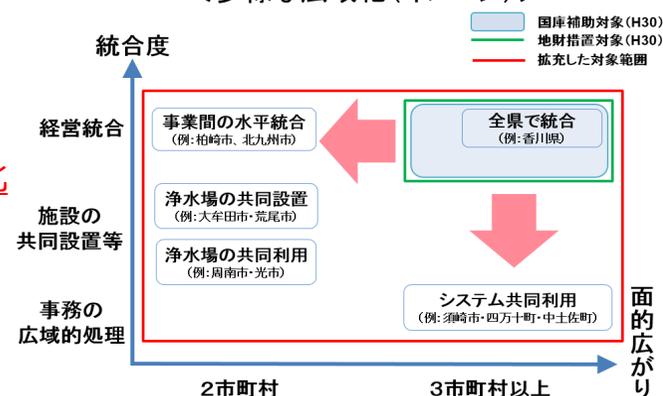
<「水道広域化推進プラン」策定の要請>（厚労省と連携）

- 「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月）を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請。
- 策定支援のため、平成31年3月に「水道広域化推進プラン策定マニュアル」を作成・公表。
- 令和2年12月に、庁内外における連携体制の構築やシステム標準化・共同化を含むデジタル化推進の検討等、策定に当たっての留意事項を記載した事務連絡を发出。
- 令和3年10月に、都道府県ヒアリングを実施し、事業統合や経営の一体化、施設の共同化等に関するシミュレーション等をプランに盛り込むことなどを助言。

<地方財政措置>

- 「水道広域化推進プラン」に基づく多様な広域化を推進するため、単独事業も含め、経営統合だけでなく、施設の共同設置やシステム共同利用等の施設等の整備費について一般会計出資債の元利償還金の60%を普通交付税措置。（令和元年度から対象事業及び交付税措置率を拡充）

<多様な広域化（イメージ）>



水道広域化の更なる推進について(令和2年12月23日付け事務連絡)

水道広域化の更なる推進に係る留意事項

【水道広域化推進プラン策定に係る体制等】

- 都道府県の市町村財政担当課・水道行政担当課・企業局など、関係部局の連携体制の構築
- 関係市町村の水道担当部局や企画・財政担当部局と連携し、意向調査、情報共有や意見交換の実施
- 住民への積極的周知や市町村議会等への説明機会の充実

【水道広域化推進プランにおける具体的な記載事項】

- 委託等を行う場合における必要な経費の予算計上、関係部局や関係市町村等が策定された素案の内容を検討できるようなスケジュールの設定
- プラン策定とあわせた、水道施設台帳の整備やアセットマネジメントの高度化
- 施設の共同設置・共同利用にかかるシミュレーションについて、地図等を活用し、施設の立地場所や更新時期等の情報を参考に、地域の実情を踏まえた検討を実施
- システム標準化・共同化を含むデジタル化推進についての検討や、必要に応じてPPP/PFIをはじめとする官民連携手法の活用検討を実施

水道広域化推進プラン策定取組例

【連携体制の構築等】

- 水道広域化推進室を設立したほか、実務者に加え、学識経験者や専門職からなるプラン策定検討会を定期的開催。(北海道)
- 広域連携の議論を行うため、県と事業者からなる協議会を新たに設立。「水道情報の共有」と、「人材の確保、育成」の部会を設け、議論の結果をプランに反映。(長野県)

【意向調査・個別ヒアリング等】

- 市町村に対するアンケート調査を行い、具体的な要望の多い広域連携手法について、詳細なシミュレーションを実施。(北海道)

【現状と将来見通し】

- 業務委託の状況(水質検査、施設運転管理、保守業務等27項目の業務形態、委託先、年間委託予算等)を詳細に調査。(岐阜県)
- 広域的な観点から県内水道施設の配置を検討するため、県内水道地図を作成。(滋賀県)
- 県が広域化の方法やシミュレーション等を含む県域水道一体化に向けた方向性とスケジュールを検討しており、平成30年度に策定した新県域水道ビジョンとあわせてプランとする予定。(奈良県)
- 県の水道行政担当課と市町村担当課が連携し、各事業者のアセットマネジメントの高度化や、経営戦略の質の向上のため、伴走型支援を積極的に実施。(兵庫県)

【水道料金等シミュレーション】

- 広域連携を行った場合のコスト縮減額について試算を行い、単独経営を維持した場合と比較して、各市町において、今後の水道料金の上昇がどの程度抑制されるか、シミュレーションを実施。(広島県ほか)

【施設共同化等シミュレーション】

- 現状推移モデルと一水道モデルを設定し、費用や更新事業費等の財政効果額を算出。その他、具体的取組みとして、浄水場の共同化に着手。(大阪府)
- 広域圏の基幹施設ごとに、共同化を行った場合の費用対効果のシミュレーションを実施。(佐賀県)

【システム共同化等シミュレーション】

- 広域圏ごとに、管路マッピングシステム導入による費用対効果を算出。(佐賀県)



協議会の様子(長野県)



施設整備計画図(香川県)
香川県水道広域化基本計画(平成29年8月)

「水道広域化推進プラン」の策定取組状況について(R3.11.30時点)

各団体の策定状況

策定済み：5団体(大阪府、兵庫県、広島県、香川県及び佐賀県)

策定中：42団体

策定中の各団体の進捗状況 ※策定済の5団体を除く

(凡例) ◎:完了、○:策定中、空欄:未着手

| 都道府県番号 | 都道府県名 | 進捗状況 | | |
|--------|-------|--------|---------|---------------|
| | | A 現状把握 | B 将来見通し | C 広域化シミュレーション |
| 1 | 北海道 | ◎ | ◎ | ○ |
| 2 | 青森県 | ◎ | ○ | ○ |
| 3 | 岩手県 | ○ | ○ | ○ |
| 4 | 宮城県 | ○ | ○ | ○ |
| 5 | 秋田県 | ○ | ○ | ○ |
| 6 | 山形県 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 7 | 福島県 | ○ | ○ | ○ |
| 8 | 茨城県 | ○ | ○ | ○ |
| 9 | 栃木県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 10 | 群馬県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 11 | 埼玉県 | ◎ | ○ | ○ |
| 12 | 千葉県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 13 | 東京都 | | | |
| 14 | 神奈川県 | ○ | ○ | ○ |
| 15 | 新潟県 | ○ | ○ | ○ |
| 16 | 富山県 | ○ | ○ | ○ |
| 17 | 石川県 | ○ | ○ | |
| 18 | 福井県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 19 | 山梨県 | ○ | ○ | ○ |
| 20 | 長野県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 21 | 岐阜県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 22 | 静岡県 | ○ | ○ | ○ |

| 都道府県番号 | 都道府県名 | 進捗状況 | | |
|---------|-------|--------|---------|---------------|
| | | A 現状把握 | B 将来見通し | C 広域化シミュレーション |
| 23 | 愛知県 | ○ | ○ | ○ |
| 24 | 三重県 | ○ | ○ | ○ |
| 25 | 滋賀県 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 26 | 京都府 | ○ | ○ | ○ |
| 29 | 奈良県 | ◎ | ○ | ○ |
| 30 | 和歌山県 | ○ | ○ | ○ |
| 31 | 鳥取県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 32 | 島根県 | ○ | ○ | ○ |
| 33 | 岡山県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 35 | 山口県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 36 | 徳島県 | ◎ | ◎ | ◎ |
| 38 | 愛媛県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 39 | 高知県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 40 | 福岡県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 42 | 長崎県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 43 | 熊本県 | ○ | ○ | ○ |
| 44 | 大分県 | ◎ | ◎ | ○ |
| 45 | 宮崎県 | ○ | ○ | ○ |
| 46 | 鹿児島県 | ○ | ○ | ○ |
| 47 | 沖縄県 | ◎ | ○ | ○ |
| ◎(完了)計 | | 22 | 18 | 3 |
| ○(策定中)計 | | 19 | 23 | 37 |

※ 「水道広域化推進プラン」の策定について(平成31年1月25日付通知)において、具体的な記載事項として、①「現状把握」、②「将来見通し」、③「広域化シミュレーション」等を示していることから、この3項目の進捗状況を記載している。

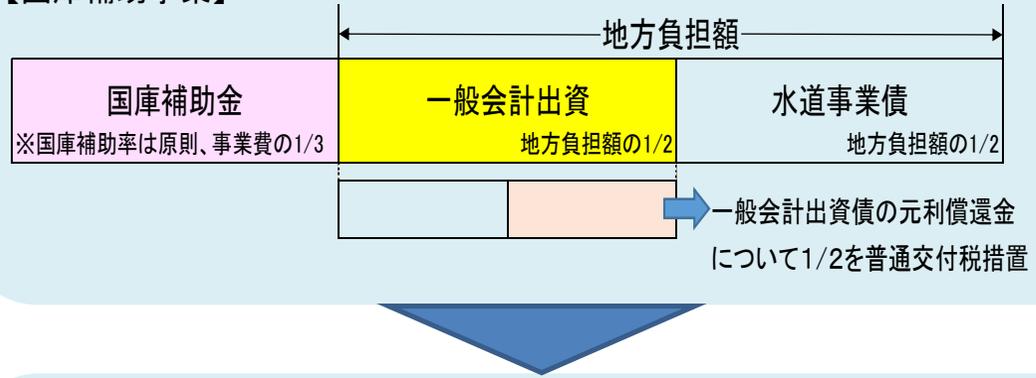
※ 進捗状況は都道府県からの回答を記載しており、3項目全てが完了(◎)となっている場合でも、シミュレーション結果の精緻化や今後の推進方針等の検討が必要であることから、水道広域化推進プランの策定完了を示しているものではない。また、進捗状況が未着手(空欄)となっている項目でも、内部的な検討・調整をしている場合がある。

広域化に関する事業に係る地方財政措置の拡充(R元年度～)

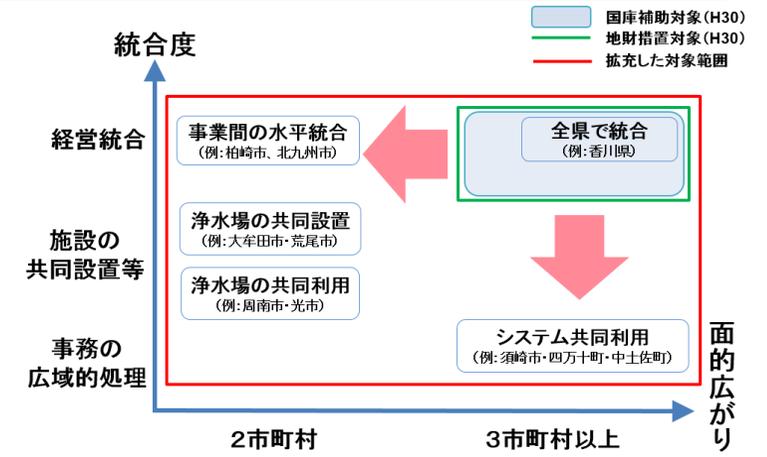
- 都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定するよう要請
(「水道広域化推進プラン」の策定について)(平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知)
- 同プランに基づく多様な広域化を推進するため、経営統合だけでなく、施設の共同設置や事務の広域的処理等の地方単独事業を対象に追加
- 一般会計出資債(地方負担額の1/2)の元利償還金について、交付税措置率を50%から60%に拡充

<～H30> ※地方単独事業は対象外

【国庫補助事業】



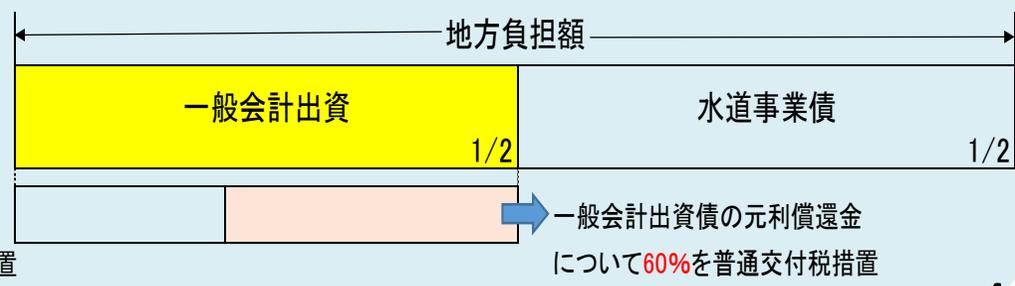
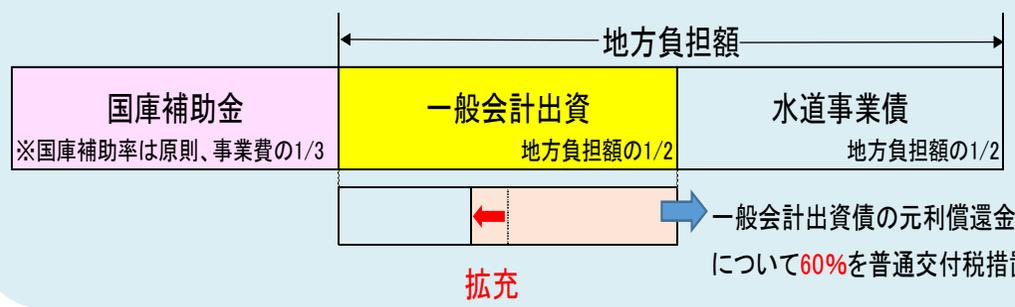
(参考) 広域化に係る地方財政措置の対象拡充イメージ



<R元～>

【国庫補助事業】(交付税措置率拡充 50%→60%)

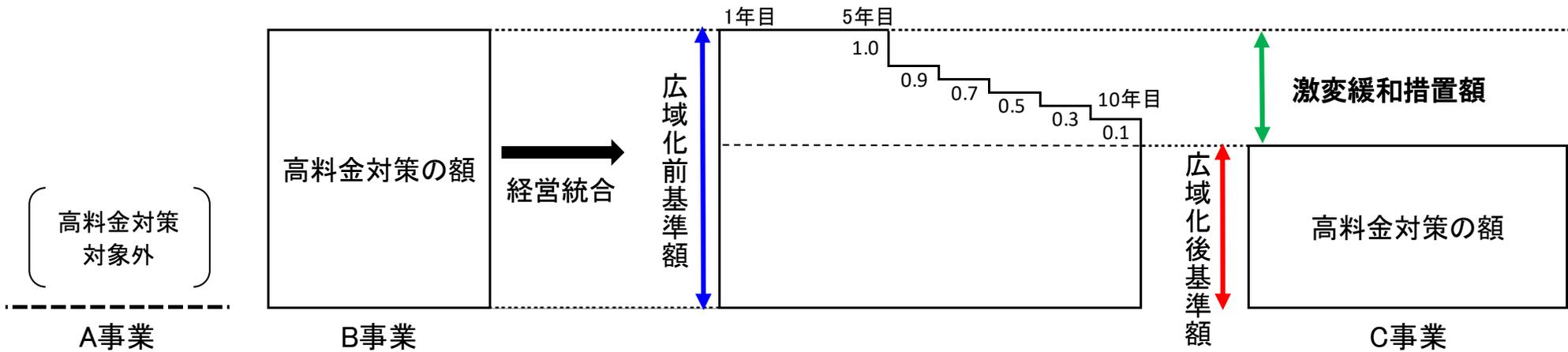
【地方単独事業】(新規)



広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置

【措置の概要】

水道事業が市町村の区域を超えて経営統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する可能性があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を超えて経営統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。(6年目以降、段階的に縮減)



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]

| 1~5年目 | 6年目 | 7年目 | 8年目 | 9年目 | 10年目 |
|-------|-----|-----|-----|-----|------|
| 1.0 | 0.9 | 0.7 | 0.5 | 0.3 | 0.1 |

令和4年度予算案における主な制度改正案

① 広域化に伴う水道施設の撤去費用

広域化に伴い施設の統廃合を行う場合、新たに整備する水道施設と関連性・連続性がある廃止する水道施設(浄水場及び配水池)の撤去費用について、財政支援を行う。

② 広域化に伴い特定簡易水道事業に該当する場合の経過措置

広域化(経営の一体化)に伴い、簡易水道事業が特定簡易水道事業に該当することになった場合において、一定期間に限り、引き続き簡易水道施設国庫補助金等の対象とする経過措置を設ける。

③ 新技術に対する支援

IoTを用いないが、事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図るための新技術の導入事業について、IoT活用推進モデル事業の対象に加える。

④ 旧簡易水道施設の施設整備

旧簡易水道事業の施設整備について、地方財政措置の対象要件を満たす簡易水道事業を統合した上水道事業を補助対象に加える。

【措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

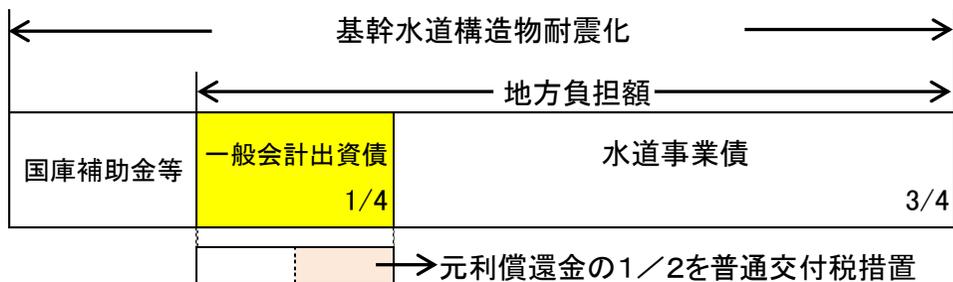
相互連絡管整備等(H7～)

送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業(更新・改築事業を除く。)



基幹水道構造物耐震化(H21～)

浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業(更新・改築事業を対象。ただし、耐用年数経過施設の更新・改築事業は除く。)



水道事業における災害対策等について②(水道管路耐震化)

【措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

水道管路耐震化事業(H21創設、H26・R1延長)

経営戦略を策定した末端給水事業者が実施する、水道管路(国庫補助の対象となる管路に限る。)の耐震化事業(H27~29の3か年に実施した耐震化事業の平均事業費(通常事業分)を上回る上積事業分に限る。)

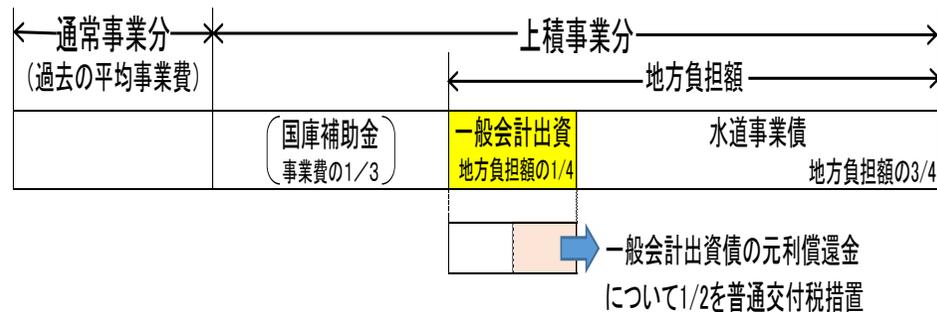
また、一定の経営努力を前提(※)とした上で、経営条件の厳しい団体(次の要件①または②を満たす団体)を特別対策団体としてR1年度に地方財政措置を拡充

①経営条件が厳しいこと:有収水量1m³当たり資本費が全国平均の2倍以上

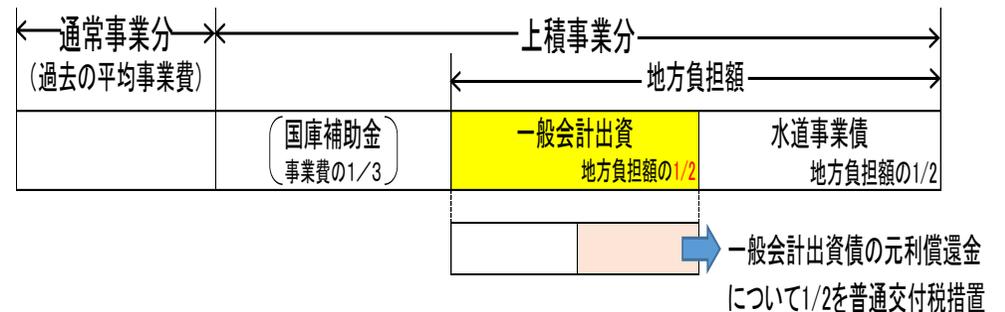
②管路更新負担が大きいこと:有収水量1m³当たり資本費が全国平均の1.5倍以上かつ有収水量1m³当たり管路延長が平均の2倍以上

※一定の経営努力を行っていること:供給単価(有収水量1m³当たり給水収益)が全国平均以上

【一般分】



【特別対策分】(R1新規)



水道事業における災害対策等について③(土砂災害・浸水災害対策)

【措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

- 令和元年東日本台風による豪雨災害等により、防水扉の設置などの対策がされていない**浄水場、ポンプ場等が浸水し断水が発生。**
- これを踏まえ、住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、**浄水場、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業について、地方財政措置を講じる。**

1. 地財措置対象事業の拡充(R2)

地方単独事業における防水扉等や土砂流入防止壁の整備を地方財政措置の対象に追加

<地方単独事業>

| | 自家発電設備 (停電対策) | 土砂流入防止壁 (土砂災害対策) | 防水扉等 (浸水災害対策) |
|----------|------------------|---------------------|------------------|
| 浄水場 | ■ | ■ | ■ |
| 配水場・ポンプ場 | ■ | ■ | ■ |

■ : 地方財政措置あり(P7の相互連絡管整備等)



土砂流入防止壁のイメージ



浸水災害対策のイメージ

2. 財政措置のスキーム

地方負担額の1/2を一般会計が繰出し、その1/2を交付税措置

<国庫補助事業>



<地方単独事業>



※ 土砂災害警戒区域内の土砂災害対策事業及び浸水想定区域内の浸水災害対策事業について対象とする。

※ 国庫補助事業については、令和元年度補正予算において、配水場及びポンプ場の自家発電設備、土砂流入防止壁や防水扉等の整備事業を対象としている。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)の施行

＜経済産業省「エネルギー供給強靱化法案概要資料」から抜粋＞

再エネ特措法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)

(1) 題名の改正

再エネの利用を総合的に推進する観点から、題名を「**再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法**」に改正。【題名】

(2) 市場連動型の導入支援

固定買取価格(FIT制度)に加え、新たに、市場価格に一定のプレミアムを上乗せして交付する制度「**FIP制度**」を創設。【第2の2～第2条の7】

(3) 再エネポテンシャルを活かす系統整備

再エネの導入拡大に必要な地域間連携線等の**送電網の増強費用の一部を、賦課金方式で全国で支える**制度を創設。【第28条～第30条の2】

(4) 再エネ発電設備の適切な廃棄

事業用太陽光発電事業者に、**廃棄費用の外部積立**を原則義務化。【第15条の6～第15条の16】

(5) その他事項

系統が有効活用されない状況を是正するため、認定後、一定期間内に運転開始しない場合、当該認定を失効。【第14条】

施行期日

令和4年4月1日